

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資(新設・移設等)支援補助金 よくあるご質問

番号	質問	回答
1. 交付対象者について		
1	いつ時点で北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議(以下「推進会議」という。)の会員である必要がありますか。また、会員になる方法を教えてください。	交付申請時までに、推進会議への入会が必要です。 入会を希望される場合は、下記URLのページ下部にある、入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、会社概要を添えて、申込書記載の送付先にご提出ください(入会金、年会費無料、随時入会可)。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/car-project.html ※登録まで2週間程度時間を要するため、お早めに手続きをお願いいたします。
2	交付申請以降に交付対象者の要件を満たさなくなった場合、どうなりますか。	交付申請日から補助対象期間終了までの間に交付対象者の要件を満たさなくなった場合は、補助対象外となり、交付決定を取り消します。
2. 補助対象期間について		
1	交付決定の日から、令和9年2月末日までと限られている中で、補助事業は、どこまで終えれば良いですか。	令和9年2月末日までに発注、納入、検収、支払等、必要な全ての手続きを完了していただく必要があります。また、事業完了後又は補助金の交付決定に係る事業期間が完了したときは14日以内、又は、令和9年3月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要があります。 なお、交付申請から交付決定までは標準的なスケジュールで約1か月程度を要します。また、交付申請時に提出いただく添付書類に不備や不足があると交付決定(補助事業の開始)ができないことから、結果として補助事業実施期間が短くなりますので、十分ご注意ください。
2	機械装置等の納期が遅れ、補助対象期間内に事業を終えることができない場合はどうなりますか。	補助対象期間内に事業を終えることができない場合は、補助事業の変更等の手続きが必要になりますので速やかにご連絡ください。
3. 補助対象経費について		
1	事業完了日について教えてください。	実施計画における、すべての事業(発注、納入、検収、支払等、必要なすべての手続き)が完了した日になります。
4. 補助率及び補助限度額について		
1	みなし大企業は補助金嵩上げの対象外ですか。	中小企業基本法上には「みなし大企業」の記載はないため、みなし大企業は補助金嵩上げの対象となります。
2	補助対象額、補助上限額について、どの単位を考えていますか。	1社あたり1申請です。そのため、複数事業所をお持ちの場合は、全ての事業所で1申請となります。
5. 最低賃金の引上げ要件について		
1	事業場内最低賃金を30円引き上げるとはどういうことですか。	事業場内のすべての労働者(正社員、パート、アルバイト等)のうち、最も低い時給換算の賃金額が基準となる月(令和8年3月)から30円以上増加させることです。
2	基準となる月は申請前であればいつでも良いのでしょうか。	令和8年3月とします。
3	なぜ、交付申請時に賃上げ前の賃金台帳を提出する必要があるのですか。	基準となる事業場内最低賃金時給換算額を確認し、交付決定を行う必要があるためです。
4	賃金台帳は、1名分で良いですか。	1名分で良いです。
5	事業期間内に何かしらの理由で最低賃金該当者の勤務が途切れた場合は、嵩上げの対象外になるのでしょうか。	次の最低賃金該当者の方で、基準月から事業終了までに賃上げがされていれば嵩上げ対象となります。その場合、実績報告時にその方の基準月時点の賃金台帳も追加で提出する必要があります。
6	事業場内最低賃金時給換算額はどのように算出するのでしょうか。	(基本賃金+最低賃金の対象となる手当)÷1か月平均所定労働時間 なお、最低賃金の対象となる賃金は毎月支払われる基本的な賃金であり、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものとします。 ・臨時に支払われる賃金(結婚手当 等) ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与 等) ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金 等) ・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金 等) ・午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金計算額を超える部分(深夜割増賃金 等) ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ※金額の根拠が分かる賃金台帳の写しを添付してください。

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議 設備投資(新設・移設等)支援補助金 よくあるご質問

番号	質問	回答
7	事業場内最低賃金の事業所とは何を指しますか。	事業場とは、工場、事務所、店舗など、一定の場所において関連する組織のもと、継続的に作業が行われる場所の単位を指すため、県外事務所等同一場所でない組織は含みません。事業場内最低賃金については、事業場内のすべての労働者(正社員、パート、アルバイト等)が対象となります。
8	事業場内(事業所内)最低賃金の報告は、どこの最低賃金を報告すれば良いのでしょうか。事業場内(事業所内)の範囲や捉え方を教えてください。	交付申請の際に、「補助事業の主たる実施場所」として登録した事業場(事業所)の最低賃金を報告してください。 補助事業の主たる実施場所とは、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う事業場(事業所)をいいます。 もし、補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う事業場(事業所)が複数ある場合は、導入する機械設備等の補助金額が最も大きい事業場を補助事業の主たる実施場所として登録してください。補助事業が同額の場合は、従業員数が多い方を補助事業の主たる実施場所としてください。 なお、事業場(事業所)の範囲は労働基準法における事業場の範囲と同一の考え方であり、工場や店舗等のように、継続的に作業が行われる場所を指します。場所を一つの単位として捉え、同一場所にあるものは原則として一つの補助事業の実施場所とし、場所的に分散しているものは原則として別の場所とします。
9	すべての労働者とは、常時使用する従業員の認識で良いですか。	その通りです。会社役員や個人事業主、試用期間中の者は含みません。
10	給与の締切日が3月、支払日が4月の場合、何月の賃金台帳を提出する必要がありますか。	3月分の賃金台帳を提出する必要があります。
11	最低賃金引上げ特例に係る状況の確認資料は、どのようなものを提出すれば良いですか。	特例の要件を満たしている当該3か月分の、以下の資料です。 ・賃金台帳(最低賃金+50円以内で雇用している従業員のもの) ・労働者名簿(事業実施場所で雇用される全員分)の写し ※労働者名簿は、労働基準法に基づいて保管されているもので、事業実施場所で雇用される該当社に印をつける等により識別できるようにしてください。
6、申請手続その他について		
1	他の補助金・助成金と重複して受給することは可能ですか。	場合により可能となりますので、併用を希望される方は申請前にご相談ください。
2	補助金交付申請額を見積るために、見積書は必要か。	補助金交付申請額の算出に当たっては、その内訳の価格妥当性を確保するために、少なくとも2社(中古品は3社)の見積書が必要です。相見積をとらない合理的な理由がある場合には、所定の書面を提出することでそれを認められる場合があります。 見積書の提出は交付申請時です。 なお、交付申請では補助金交付申請額を増額できない等の制限がありますのでご認識ください。
3	概算払いは既に納品、支払いまで完了したものが対象か。	交付決定後に発注、購入、契約したもので、事業期間内に納入、検収、支払等、必要な全ての手続きを完了するものであれば対象となります。 申請時には発注書や契約書などの以下が確認できる資料の添付が必要となります。 ・発注日、購入日又は契約日などの始期がわかるもの ・費用、納品日がわかるもの なお、概算払いを受けた後に、事業期間内で納入、検収、支払等、必要な全ての手続きが完了しなかった場合は、補助金の全部または一部を返納していただきます。